

福岡県医第435号(地)

平成19年 6月8日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉義武
(公印省略)



災害時リウマチ患者支援事業について

日本リウマチ財団理事長より、日本医師会に対して災害時リウマチ患者支援事業について協力依頼があった旨、別紙のとおり通知がありました。

日本リウマチ財団では、災害対策に係る機関および団体との連携を密にしながらの「災害時リウマチ患者支援事業」を、別添の日本リウマチ財団理事長通知「災害時リウマチ患者支援事業について(平成19年4月12日付日里財発第4号及び5号)」により実施するとして、日本リウマチ財団のリウマチ登録医が常勤する医療機関の長宛に協力依頼を行ったものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、宜しくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎





日医発第226号(地Ⅲ48)

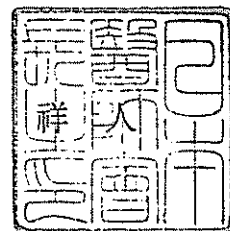
平成19年5月30日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会

会長 唐 澤



災害時リウマチ患者支援事業について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、別添のとおり、日本リウマチ財団理事長より、本会に対して、災害時リウマチ患者支援事業について協力依頼がありました。

日本リウマチ財団では、災害対策に関係する機関および団体との連携を密にしな
がらの「災害時リウマチ患者支援事業」を、別添の日本リウマチ財団理事長通知

「災害時リウマチ患者支援事業について（平成19年4月12日付日里財発第4号
及び5号）」により実施するとして、日本リウマチ財団のリウマチ登録医が常勤す
る医療機関の長宛に協力依頼を行ったものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろし
くご高配のほどお願い申し上げます。



日 リ 財 発 第 6 号

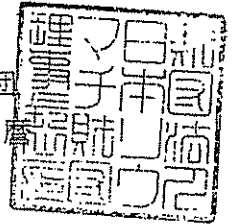
平成 19 年 4 月 12 日

社団法人 日本医師会

会長 唐 沢 祥 人 殿

財団法人日本リウマチ財団

理事長 高 久 史 郎



災害時リウマチ患者支援事業について

陽春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当財団に対し、ご指導とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、当財団では、近年の地球規模での災害の多発している状況に鑑み、リウマチ患者の特性を考慮するときに、災害におけるリウマチ患者支援事業の必要性を痛感し専門家による検討を進めてきつところです。

今般、災害対策に係る機関および団体との連携を密にしながらの「災害時リウマチ患者支援事業」を、別添の小職通知「災害時リウマチ患者支援事業について（平成 19 年 4 月 12 日日リ財発第 4 号及び 5 号）」により実施することと致しました。

つきましては、当該事業の趣旨をご理解いただき、傘下のリウマチ治療を行っている医療機関各位が参画されるよう当該事業の推進についてご協力をお願いいたします。

参考

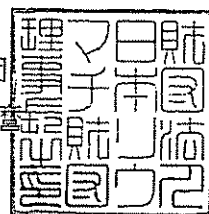
日 リ 財 発 第 4 号

平成 19 年 4 月 12 日

医療機関の長 殿

財団法人 日本リウマチ財団

理事長 高 久 史 磨



災害時リウマチ患者支援事業について

陽春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当財団の諸事業の推進に、ご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、当財団では、災害時におけるリウマチ患者に対する支援方策を検討してきたところですが、別添のとおり「災害時リウマチ患者支援事業実施要綱」を定め、災害時にリウマチ患者の治療の中断を防止し、治療の継続を可能とするためのリウマチ登録医の常勤する医療機関のネットワークを構築することといたしました。リウマチ患者にとって、また、リウマチ患者を診療している医療機関にとっても、安心できる医療環境整備のための事業であり、6月末までに災害時支援医療機関申込書を受理した後、協力医療機関台帳作成、幹事機関の選定、協力医療機関の証の作成等の作業を進め、本事業の開始を本年9月1日と予定しております。

つきましては、参画者が多く、大きなネットワークの構築が本事業の適正な効果をもたらすことですので、当該事業の趣旨をご理解いただき、是非参画されますようご案内いたします。

なお、個人情報の取扱いに関しましては、別紙「個人情報保護方針」により行うことを申し添えます。

(別紙)

個人情報保護方針

財団法人日本リウマチ財団（以下「財団という。」）は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の取得について

財団は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

2 個人情報の利用について

(1) 財団は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

(2) 財団は、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者に関して厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるためには、適正な指導、監督を行います。

3 個人情報の第三者提供について

財団は、法令の定める場合及びあらかじめ公表を前提としている場合を除き、個人情報を、事前に同意を得ることなく、第三者に提供しません。

4 個人情報の管理について

(1) 財団は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。

(2) 財団は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報安全対策を講じます。

(3) 財団は、個人情報を持ち出し、外部へ送信するなどにより漏えいさせません。

5 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等について

財団は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止、消去などを求める権利を有していることを確認し、これらの要求があった場合には、速やかに対応します。

6 組織・体制について

(1) 財団は、個人情報保護管理責任者を任命し、個人情報の適正な管理をします。

(2) 財団は、役員及び職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

7 個人情報保護法令遵守基本規程の策定・実施について

財団は、この方針を実行するため、個人情報保護法令遵守基本規程（本方針及び個人情報保護規定、その他の規程、規則を含む。）を策定し、これを財団職員その他関係者に周知徹底させます。

平成 18 年 7 月 1 日

財団法人日本リウマチ財団

理 事 長 高 久 史 磨

災害時リウマチ患者支援事業実施要綱

第1 目的

リウマチ患者は、常時治療を必要とすること、身体に障害があるということ及び新薬の出現により患者が厳しい医療の管理下におかれていること等から、災害時においても、適正な医療環境の確保のための個別対応が必要となる。しかしながら、災害対策基本法に基づく施策としては、現在、個別対応がなされていないところである。

本事業は、災害時におけるリウマチ患者の適正な治療の継続を確保し、疾患の悪化防止策を図ることを目的とするものである。

第2 用語の定義

本災害時リウマチ患者支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）の中の用語を以下のように定める。

1 災害

災害とは、地震、風水害及び火山活動等により、リウマチ患者及び当該患者が受療するリウマチ医療機関が被害を受け、リウマチ医療の需要及び供給が困難になった場合を指し、必ずしも災害救助法適用の災害を指すものではない。

2 災害時支援協力医療機関（協力機関）

災害時支援協力医療機関(以下「協力機関」という。)とは、日本リウマチ財団（以下「財団」という。）のリウマチ登録医(以下「登録医」という。)が常勤し、かつ、本事業に賛同し、第7に定める事務手続きにより、財団に登録した医療機関をいう。

なお、登録医が不在となった場合および登録医要件を満たせない場合については、別途定めるものとする。

3 幹事災害時支援協力医療機関（幹事機関）

幹事災害時支援協力医療機関(以下「幹事機関」という。)とは、都道府県内の協力機関の中から、当該協力機関のうち後方支援機能及び被災地の行政機関並びに関係機関との連絡調整・実態把握等の機能を有する医療機関をいい、選定方法等は次によるものとする。

- (1) 幹事機関の役割を理解し、賛同した医療機関とする。
- (2) 複数の医療機関を選定するものとする。
- (3) 原則として、災害拠点病院以外の医療機関とする。
- (4) 交通機関及び道路事情を十分考慮して選定することとする。
- (5) 選定に当たっては、地域医療及び専門性の観点を考慮し関係団体等との連携に配慮するよう努めるものとする。

第3 実施主体

事業の実施主体は、財団とし、本事業の目的を達成するために協力機関と連絡を密にするとともに、関係機関等と十分な連携をとり実施するものとする。

第4 対象者

協力機関において治療中のリウマチ患者（以下「支援対象者」という。）とする。ただし、他医療機関において治療中のリウマチ患者に対する災害時の治療支援を排除するものではない。

第5 実施体制

財団、協力機関及び幹事機関は、以下の体制を整備するとともに情報管理等を行い、相互のネットワークを構築し、事業を実施するものとする。

なお、当該事業の実施に当たって収集した情報は財団の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、その目的以外に利用してはならないものとし、法令等で定めるもののほか、やむを得ず目的外に使用する場合には、財団の了解を得るとともに、可能な限り協力機関の了解を得るものとする。

1 財団

(1) 財団の内部体制については次のとおりとする。

ア 理事長は、事業の実施に当たり担当理事を別に定めるものとする。

イ 事務局の連絡集合体制は、理事長が別に定める。

(2) 地域医療の一端を担うこととなることから、必要に応じ厚生労働省の指導を受けるとともに、関係団体等との連携に努めることとする。

(3) 本事業の推進について、社団法人日本リウマチ友の会(以下「リウマチ友の会」という。)との広報等における連携を密にすることとする。

2 協力機関

(1) 協力機関は、各地域内の提供可能な医療、支援対象者数等についての情報を代表幹事機関に提供するものとする。

(2) 災害時、協力機関は、担当地域内の幹事機関、または、その他の協力機関から診療の求めがあった際には、可能な限りその求めに応じるものとする。

3 幹事機関

(1) 幹事機関の中から、幹事機関の業務を総括する代表幹事機関を選出することとする。

(2) 幹事機関は、当該地域内の協力機関との連携を密にし、当該地域内における医療提供能力、支援対象者等を把握するものとする。

(3) 幹事機関は、災害時、担当地域内の協力機関からの求めに応じ、提供しうる医療の情報を提供するものとする。

- (4) 幹事機関は、都道府県の災害対策部局との連携につとめるものとする。
- (5) 代表幹事機関には、幹事機関の中から予め定めた順位に従い代行を置くものとする。

第6 事業内容

事業の内容については、平常時における事業と災害時における事業とに区分することとする。

1 平常時における事業

(1) 財団の事業

- ① 協力機関であることを証するステッカーを作成し、当該機関へ配布すること。
- ② 支援対象者の加療状況（治療内容及び服薬等の情報）を記載するカードを作成し、協力機関へ配布すること。
- ③ 幹事機関との情報共有・連携体制の整備及び管理を円滑に行うため、情報交換の場を設けること。
- ④ 当該事業の地域格差解消のために、関係団体等の協力を得て、協力機関の拡大を図ること。
- ⑤ 財団の機関紙及びホームページ等あらゆる機会を捉えて当該事業の普及啓発を図ること。
- ⑥ リウマチ友の会の会員へは協力機関名の広報及び特別会員の医療機関へは協力機関への参加の推進を依頼する。
- ⑦ 災害時における支援活動の基礎となる、協力機関からの患者医療情報の維持・管理を行うこと。

(2) 協力機関の事業

- ① 支援対象者にカードの配布を行うとともに、平常時における留意事項及び災害時における注意事項についての指導を行うこと。
- ② リウマチ友の会の都道府県支部との連携を密にして、情報伝達の活性化を図ること。
- ③ 当該機関の提供可能な医療についての情報を別途定める様式に基づき財団へ提供すること。

(3) 幹事機関の事業

- ① 上記(2)の協力機関としての業務
- ② 協力機関の登録医、提供可能な医療、支援対象者の状況把握及び情報交換については、常時行うこと。
- ③ 協力機関との意見交換の場を年1回程度定期的で開催すること。
- ④ 各都道府県内の関係団体との意見交換の場を定期的に設けるよう努めるものとする。

2 災害時における事業

(1) 財団の事業

- ① 被災地域の幹事機関より得た情報をもとに幹事機関等への連絡を行い、協力機関の対応（医薬品の配布等）の調整を依頼すること。
- ② 被災地域が都道府県を超える場合にあっては、幹事機関との間で代替する協力機関（以下「代替協力機関」という。）の調整を行うこと。
- ③ 協力機関の被災状況及び代替協力機関が開設された場合にあっては、代替協力機関について、財団のホームページ等を活用し広報を行うこと。

(2) 協力機関の事業

- ① リウマチ患者のリウマチに関する医療を提供すること。
- ② 可能な限り幹事機関へ自機関及び支援対象者の被害状況の報告を行うこと。
- ③ 幹事機関から得た被災患者情報により対応をとること。
- ④ リウマチ患者及び一般医療機関のリウマチに関する相談窓口としての機能を果たすこと。
- ⑤ 被災した協力機関を代替する協力機関その他のリウマチ患者に対する支援体制を広報すること。

(3) 幹事機関の事業

- ① 幹事機関と協力機関間において被災状況の情報交換を行うこと。
- ② 必要に応じ、協力機関の被災状況について、都道府県災害対策部局と連絡を取り確認すること。
- ③ 代替協力機関及び支援体制の連絡調整を行うこと。
- ④ 財団から得た被災患者情報をもとに協力機関への連絡調整を行うこと。

第7 事務手続き

- 1 協力機関に参画を希望する医療機関は、別途定める様式に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、財団理事長宛提出するものとする。

なお、財団での受付は、毎年5月1日から6月末日までとする。

- 2 財団は、提出された書類の内容を確認後協力機関台帳の作成を行うものとする。
- 3 財団は、協力機関に対して、協力機関である証のステッカー、ID・パスワード、を送付するものとする。

第8 経費

当該事業に参加する協力機関及び幹事機関に対する報酬は無いものとする。ただし、次の経費は財団負担とする。

- (1) ネットワークの構築、維持・管理、情報の発信にかかわる経費
- (2) ポスター及び協力機関である証のステッカーの制作並びに協力機関までの発送費

(3) カードの制作及び協力機関までの発送費

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、災害時リウマチ患者支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

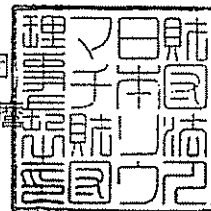
日 リ 財 発 第 5 号

平成 19 年 4 月 12 日

医療機関の長 殿

財団法人 日本リウマチ財団

理事長 高 久 史 磨



災害時リウマチ患者支援事業実施要綱の別に定める事項 について

陽春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当財団の諸事業の推進に、ご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、当財団では、災害時リウマチ患者支援事業実施要綱（以下【要綱】という。）により、災害時におけるリウマチ患者に対する支援事業を実施しますが、要綱上別に定めることとしていた、要綱第 5 の 2 の（1）（医療機関情報）並びに内容は同一となります要綱第 6 の 1 の（1）の②および第 6 の 1 の（2）の③（患者情報）につきましては下記の通りとします。

なお、要綱第 7 の 1（申込）の様式は別紙の通りとします。

記

I 要綱第 5 の 2 の（1）（医療機関情報）

- 1 医療機関名及び代表者名
- 2 医療機関の所在地・郵便番号
- 3 医療機関の連絡先(①電話番号、②ファックス番号、③メールアドレス)
- 4 患者受け入れ能力（可能かどうか）

(1) 外来

- ① 簡単な検査
- ② 薬の処方
- ③ 生物学的製剤注射

(2) 入院

ベッド数

(3) 被災地への職員の派遣

II 要綱第6の1の(1)の②および第6の1の(2)の③(患者情報)

- 1 患者(①氏名、②生年月日、③性別、④住所・郵便番号、⑤連絡先；電話番号、ファックス番号、メールアドレス、
- 2 身近な支援者(①氏名、②住所・郵便番号、③連絡先；電話番号、ファックス番号、メールアドレス)
- 3 医療機関
 - (1) 医療機関名及び代表者名
 - (2) 医療機関の所在地・郵便番号
 - (3) 医療機関の連絡先(①電話番号、②ファックス番号、③メールアドレス)
 - (4) 主治医名
- 4 服薬
 - (1) ステロイド(プレドニン**mg, リンデロン**mg、その他**mg)
 - (2) リウマトレックス(**錠/週)
 - (3) 生物学的製剤(レミケード、エンブレル、その他)
 - (4) その他抗リウマチ剤 (mg)
 - (5) その他の薬(ワーファリン、降圧剤、糖尿病薬、***)
- 5 合併症の有無
 - (1) 肺炎、(2)胃潰瘍、(3)腎障害、(4)肝障害、(5)糖尿病、(6)高血圧症、(7)アミロイド症、(8)脳卒中、(9)その他 (***)

(別紙)

平成 年 月 日

財団法人日本リウマチ財団
理事長 高久 史 磨 殿

災害時支援協力医療機関申込書

当院は、平成 19 年 4 月 12 日付日里財発第 4 号による「災害時リウマチ患者支援事業について」、の災害時支援協力医療機関への参画を申請します。

医療施設名

代表者名

㊞

(医療施設)

郵便番号

所在地

電話番号

ファックス番号

メールアドレス

登録医名

(登録医番号を記入してください)

参考

「災害時リウマチ患者支援事業」へ御参加のお願い

日本リウマチ財団では、災害時におけるリウマチ患者さんの支援のため、平成15年10月「災害時リウマチ患者支援特別委員会」を設置し検討してきました。さらに、平成17年11月、厚生労働省の指導のもとで、前記委員会を発展させ、「災害時リウマチ患者支援検討会」を設立し、リウマチ患者さんの支援の具体的な内容の検討を行い、同封しました【災害時リウマチ患者支援事業実施要綱】をまとめました。

大規模地震などを想定した災害発生時には、発生当初は行政により作成されています「厚労省防災業務計画」による対応がとられます。しかし、災害の緊急対応がとられた後日、リウマチ患者さんの場合、内服薬の携帯を忘れていることに気付いたり、定期的に行っている注射などの治療が出来ないといった場面が想定されます。また、普段かかりつけの主治医のいる医療機関が診療を提供できないような被害を受けていたり、また、その医療機関へ通う交通手段が確保できない事態に陥っていることも考えられます。

この事業は、災害後の状況を想定し、これを少しでも軽減するため、日本リウマチ登録医が相互協力のネットワークをすることにより復興までの短期間、リウマチ患者さんを支援していこうとするものです。

【災害時リウマチ患者支援事業実施要綱】をご検討いただき、全国のリウマチ登録医の先生方に、日本リウマチ財団の災害支援事業にご参加いただきますように、お願いいたします。

平成19年4月

日本リウマチ財団理事

災害時リウマチ患者支援検討会委員長

一番町リウマチクリニック顧問

山 本 純 己

(財) 日本リウマチ財団
災害時リウマチ患者支援検討会

委 員 名		所属機関等
委員長	山 本 純 己	一番町リウマチクリニック顧問
委 員	井 上 和 彦	東京女子医科大学東医療センター病院長
同	忽 那 龍 雄	比 企 病 院
同	島 田 廣 子	社団法人日本リウマチ友の会創設者・名誉理事長
同	立 石 博 臣	神戸海星病院 病院長
同	村 澤 章	新潟県立リウマチセンター 院長
同	笹 井 敬 子	東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 課長
同	長谷川 三枝子	社団法人リウマチ友の会 会長
同	宝 住 与 一	社団法人日本医師会副会長
同	中 西 憲 幸	エーザイ株式会社医薬事業部医薬部部長・理事

オブザーバー 厚生労働省健康局疾病対策課 担当官